

令和 8 年 3 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 8 年 3 月 9 日(金) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分
場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 13 名

(2)農業委員会委員の出席 10 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 南河 武 藤原 定嗣 町谷 敏一 石垣 一郎
勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 3 名

家次 幸雄 南 昇一 射手矢 豊光

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6 名

阪本 寿和 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

野出 良之

3 議事説明員

局長 新谷 洋史 次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 42 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転届出(所有権移転)について

報告 第 44 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

報告 第 45 号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約通知について

報告 第 46 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について

議案 第 27 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 28 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

可決

議案 第 29 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議長

それでは、只今より 3 月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数 13 名中、

出席委員 10 名、推進委員 7 名中 出席委員 6 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員 2 名を私より指名することについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、14 番、北庄司委員、1 番、赤坂委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第 1 報告第 42 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続きまして、日程第 2 報告第 43 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第3 報告第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第4 報告第45号 農地法第18号第6項の規定による賃貸借合意解約通知について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第5 報告第46号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

事務局

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。日程第 6 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)につきまして、説明します。議案資料も合わせてごらん願います。

番号1

所在:長滝 地番:●●●番●●●番●●●番● 登記は田

面積は●●●㎡、●●●●㎡ ●●㎡

譲受人: 泉南市兎田●●●番地 ●● ●

譲渡人: 長滝●●●●番地 ●● ●●

議案書番号1の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は 3 筆、現在は休耕地となっております。譲受人の耕作面積は、現在、泉佐野市と泉南市で合計 109,634.61 ㎡です。取得後の面積は、111,825.61 ㎡です。水稻を作付け予定です。申請地から譲受人の通作距離は 0.6km、車で3分、農作業歴は本人が 50年、年間従事日数は 330 日、従事者は 1 名、臨時雇用 23 名。トラクター4 台、コンバイン1台、田植え機 1 台、動噴 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

番号 2

所在:日根野 地番:●●●番●、●●●番、●●●番、●●●番●、●●●番、●●●番●
登記は田

面積は●●㎡、●●㎡、●●●㎡、●●●㎡、●●●●㎡、●●●㎡

譲受人: 泉南市兎田●●●番地 ●● ●

譲渡人: 日根野●●●番地 ●● ●

議案書番号2の位置については 別紙議案資料 3.4 ページをご覧ください。

申請農地は 6 筆、現在は休耕地となっております。譲受人の耕作面積は、泉佐野市と泉南市で合計 109,634.61 m²です。取得後の面積は、114,169.61 m²です。ネギを作付け予定です。申請地から譲受人の通作距離は 6.1km、車で 14 分、農作業歴は本人が 50年、年間従事日数は 330 日、従事者は 1 名、臨時雇用 23 名。トラクター4 台、コンバイン1台、田植え機 1 台、動噴 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。

本件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ないようですので、本件を適当と認め、許可することを決定します。続いて、日程第 7 議案第 28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 28 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

下記について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者と認め証明してよろしいか。

議案書番号1の位置については 別紙議案資料 5～8 ページをご覧ください。

被相続人： 日根野●●●●番地の● ●● ●●

相続人： 日根野●●●●番地の● ●● ●●

被相続人耕作面積： ●●●●m² 特例適用農地面積： ●●●●m² 続柄：子

関係は親子です。相続人の農業従事日数は 60 日。所有権はすでに相続人に登記済みです。先代の頃から、申請農地については相続税の納税猶予を受けておりました。また、相続発生後より農業を営んでおります。相続開始日は令和 7 年 8 月 7 日です。

特例適用農地の所在は、日根野 地番：●●●●番●、●●●●番 地目：田 面積：●●●m²、●●●●m²、と日根野 地番●●●●番、●●●●番●、●●●●番、●●●●番 地目：畑 面積●●●m²、●●●m²、●●●m²、●●●m²の合計 6 筆です。市街化区域内の生産緑地地区内の農地です。現在の農地の状況ですが、事務局の現地調査の結果、農地として管理されております。また、相続人は今後、農業経営を行うとのことから、適格者の要件が整っています。

本件につき、ご承認よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件を適当と認め、許可することを決定します。続いて、日程第 8 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 29 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は 1 件です。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

議案第 29 号の位置については 別紙議案資料 9 ページをご覧ください。

番号 1

設定人 長滝●●●●番地 ●● ●●

被設定人 泉南市兎田●●●番地 ●● ●

設定する土地は 長滝●●●番●、●●●番●

地目は全て田です。面積●●●㎡、●●●㎡

期間は R8 年 5 月1日～R13 年 4 月30 日で期間は 5 年です。使用貸借権です。

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。続いて、日程第 9 議案第 30 号 都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による事業計画認定申請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第 30 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による事業計画認定申請につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律、第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、泉佐野市が事業計画を認定するにあたり、同条第 3 項の規定によりまして、農業委員会の決定を経ることが必要となっているため、審議するものでございます。

農家の高齢化や後継者不足によって減少していく都市農地を守るため、生産緑地の指定を受けている農地の貸し借りを可能とする必要があることから、平成30年9月1日に本法律は施行されました。この法律による貸借には利点が3つあり、1つ目は、農地法第3条の許可が不要であるということ、2つ目は、法定更新されないということ、つまり、契約期間終了後は土地所有者へ農地が返却されるため、土地所有者が安心して農地を貸し出すことができるということ、3つ目は、納税猶予の特例適用農地であっても貸し借りが可能ということ、以上3つとなります。

具体的な議案について説明をさせていただきます。

番号 1

設定人 南中安松●●●●番地 ●● ●●

被設定人 南中安松●●●●番地 ●● ●●

設定する土地は 南中安松 ●●●●番

地目は畑です。面積●●●m²

期間は R8 年 5 月 18 日～R13 年 5 月 17 日で期間は 5 年です。使用貸借権で引き続き、継続案件となります。

地域特産作物である大阪産ブランドの青ネギの生産を行います。農機具はトラクター、保有従事者は 4 名で農業を行います。農作業歴はそれぞれ 10 年 従事日数は本人 250 日 通作距離は申請農地から 1 分 耕作面積は現在、24,949 m²です。

認定基準につきましては、農地の全てを効率的、継続的、安定的に利用すること、周辺農地に支障をきたさないこと、また、収穫された農作物のうち、5割以上を地元直売所等で販売することなど、国が基準を定めております。それでは、本議案の説明に入ります。

第一に、都市農地において、「耕作の事業を行うための内容の適合」についてです。

今回、申請する都市農地において生産された農産物、または当該農産物を原材料として製造され、もしくは加工された物品を主として、当該申請都市農地が所在する市町村の区域内、もしくはこれに隣接する市町村の区域内において販売しております。

(それらの地域のJAの直売所、市場、庭先にて販売する予定で、条件を満たしています。)

第二に、「周辺地域における農地の利用の確保」についてです。

農薬の使用方法については、貸付人の指導を受けながら地域の防除基準に従う計画です。また、申請地周辺は宅地化されており、周辺農地への農業上の利用による影響がないため、条件を満たしています。

第三に、「農地の全てを効率的に利用するか」についてです。

今回借り受ける生産緑地は、すべてを利用して、効率的に耕作しており、条件を満たしています。

第四に、「契約の解除条件」についてです。

借受人が農地を適正に利用していない場合に契約を解除する旨の条件が契約書に記載されているため、条件を満たしています。

最後に、「地域の農業者との役割分担等」についてです。地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組む計画になっています。

以上、事務局において、事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると考えます。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件を適当と認め、許可することを決定します。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これもちまして、3月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
